

令和3年第1回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和3年1月27日（水） 午後3時から午後4時25分まで

2 場所 大分市役所議会棟3階 第4委員会室

3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 上杉 美穂子
二番委員 岡野 涼子
三番委員 佐藤 光好
四番委員 古城 一
五番委員 古城 和敬

4 出席事務局職員

教育部長 佐藤 雅昭
教育部教育監 高橋 芳江
教育部審議監兼文化財課長
坪根 伸也
教育部次長 桑野 徹
教育部次長兼社会教育課長
村上 雄二
大分市美術館副館長兼美術振興課長
長田 弘通
教育総務課長 高田 隆秀
学校教育課長 野田 秀一
学校施設課長 新納 健二
体育保健課長 清水 篤
大分市教育センター所長
佐藤 義仁
教育総務課参事 梶取 隆之
人権・同和教育課参事補 上田 哲也

5 書記

教育総務課参事補 黒木 眞由美 教育総務課参事補 三嶋 みどり
教育総務課主任 園田 哲也

6 傍聴人 なし

7 議題

(1) 議案

(教議第1号) 県費負担教職員の処分について

(教議第2号) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応方針について

(教議第3号) 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する協議について

(教議第4号) 令和3年度大分市学校教育指導方針について

(教議第5号) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行の解除に関する協議について

(教議第6号) 大分市立学校の建物の変更について

(2) 報告事項

①いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査結果の報告について

②(仮称)大分市立学校における働き方改革推進計画2021(素案)について

③公有財産有効活用の方針決定について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、令和3年第1回大分市教育委員会を開会いたします。(午後3時 開会)

教育長 本日の署名委員を一番委員、二番委員にお願いします。

教育長 それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第1号「県費負担教職員の処分について」は、人事に関する案件であること、教議第2号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応方針について」及び報告事項(1)「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査結果の報告について」は、個人情報に関する案件であることから、審議及び報告を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

教育長 全委員賛成と認め、教議第1号及び教議第2号の議案審議及び報告事項(1)は秘密会とします。

なお、議案及び報告事項の説明及び審議等に時間を要すると思われるので、残りの議案審議及び報告事項の説明ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員 (了承)

教育長 それでは、教議第3号「教育委員会の権限に属する事務の一部の補

助執行に関する協議について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第3号「教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する協議について」ご説明申し上げます。

平成29年度の機構改革により、教育委員会の権限に基づく基幹的なものを除く市立幼稚園の管理及び運営に関する業務について、子どもすこやか部の職員に補助執行させることとしておりますが、令和3年度の機構改革により、子どもすこやか部保育・幼児教育課から保育施設等の入園手続等に関する業務を分離し、子ども入園課を設置するとともに、子ども企画課から研修・指導担当班及び認可・施設整備担当班が所掌する業務を保育・幼児教育課に移管することとしています。

本案は、子ども企画課及び保育・幼児教育課の職員に対する補助執行業務のうち、子ども企画課の職員に補助執行させていた幼児教育の振興に係る計画に関する事、幼稚園の指導及び研修に関する事については、保育・幼児教育課の職員に補助執行させ、幼稚園児の入園及び退園に関する事については、子ども入園課の職員に補助執行させることについて、地方自治法の規定に基づき、協議するものでございます。

以上のことにつきまして、市長からの協議に同意いたしたく、本委員会でご決定いただき、ご決定いただいた上は、同意書を送付しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第4号「令和3年度大分市学校教育指導方針に

ついて」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教議第4号「令和3年度大分市学校教育指導方針について」ご説明申し上げます。

学校教育指導方針は、本市で取り組むべき教育をめぐる課題を明らかにするとともに、各学校（園）における教育活動と取組の重点を明確にすることを目的に、毎年作成しております。

令和3年度の指導方針の作成に当たりましては、国が示す学習指導要領等を踏まえつつ、「大分市総合計画」第2次基本計画、「大分市教育ビジョン2017」第Ⅱ期基本計画の内容を反映しております。

第1部につきましては、「本市の目指す学校教育」や「目指す子ども像」、また、本市の実情に即し、「重要課題と指標」を示しております。

次に、第2部につきましては、「重要課題」ごとに、その解決に向けた「具体的な方法や視点」と、重点的に取り組むべき内容を「本年度の重点」として示しております。

それでは、学校教育課に関する内容につきまして、主な変更箇所を中心にご説明いたします。

本市の最重要課題である「学校や地域の実情に応じた小中一貫教育の推進」につきましては、リード文に「9年間を見通した系統的な教育課程を編成」の文言を加えております。これは、中学校区において小中学校が共有して目指す子ども像の実現に向け、9年間の「学びの連続性」を重視し、教育活動を進めていくためでございます。

次に、重要課題Ⅱ「地域とともにある学校づくりの推進」につきましては、**3**「社会の変化に対応する教育活動」の3「情報教育」に、「一人1台端末等、ICTの効果的な活用」を加えました。これは、GIGAスクール構想に係るICT環境の整備により、令和3年度から児童生徒一人1台端末を活用した学習活動が可能となるためでございます。

また、**4**「働き方改革の推進」につきましては、目的を「教職員が

子どもと向き合うための時間を十分に確保するため」から「教職員が子どもたちに対して、効果的な教育活動を行うことができるよう」と文言を変更しております。これは、今後改定予定である「大分市立学校における働き方改革推進計画」との整合性を図るものでございます。

次に、重要課題Ⅲ「確かな学力の定着・向上」の¹「確かな学力の定着・向上を図る学習指導」の3、英語教育につきましては、リード文の文末の「推進」を「充実」といたしました。これは、来年度から中学校における新学習指導要領の全面実施に当たり、イングリッシュ・アドバイザーをはじめとする専門教員等と連携を図りながら、小学校及び中学校における英語教育の質を一層高めていくことを示したものでございます。

また、(2)につきましては、「小学校で学習した内容の定着状況等」を「小学校での学習内容や指導方法及び定着状況」と変更しました。これは、小学校及び中学校における英語教育の接続が円滑に行われるよう、その視点を明確に示したものでございます。さらに、「聞いたり読んだりしたことについて意見を述べ合うなど」を加え、中学校において求められている領域間の統合的な言語活動を具体で示しております。

本年度の重点の1つ目を「『大分市学力向上ハンドブック』の活用による学力向上の取組の推進」から「『大分市授業力向上ハンドブック』等の活用による学力向上の取組の推進」と変更しました。これは、教員の大量退職、大量採用の時期を迎え、若手教員等の授業力向上が求められていることから、令和3年4月に新たなハンドブックを配布し、その活用を通して、授業力の向上を図り、子どもたちの学力向上に努めていくためでございます。

次に、重要課題Ⅳ「豊かな心を育む教育活動の充実」につきましては、本年度の重点に「いじめの問題や情報モラル等に関する指導の充実」を加えました。これは、いじめの認知件数の増加やSNSをめぐる様々な課題が生じていることから、それらに対する指導の充実を図

ることにより、子どもたちが主体的に対処することのできる力を育成するためでございます。

最後に、重要課題Ⅷ「豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の充実」につきましては、2の(2)に「『大分市いじめ問題対応マニュアル(改訂版)』等の活用」について加えました。これは、大分市のいじめの実態、学校の対応等の課題を踏まえて、今年度改定する本マニュアルの活用を推進し、いじめの問題に対する教師の指導力の向上につなげるためでございます。

学校教育課に関する内容につきましては、以上でございます。

引き続き、保育・幼児教育課に関する内容につきましてご説明いたします。

まず、重要課題「幼児の豊かな育ちを促す保育力の向上と地域の特性を生かした幼児教育の推進」についてですが、「幼稚園教育」から「幼児教育」へ変更いたしました。これは、令和3年度より、大分市立幼保連携型認定こども園が設置され、3歳以上の子どもに対する教育を行う市立施設でもあることから、幼児教育全体の教育方針として位置付ける必要があるためでございます。

次に2の(5)に、「深い幼児理解の下」の文言を追加しました。これは、現状として指導計画の作成はされているものの、深い幼児理解に基づいた評価・改善に課題があることに加え、「大分市幼児教育・保育振興計画」と「大分市幼児教育・保育カリキュラム」においても「深い幼児理解」が求められていることを明示するためでございます。

次に3の(1)の文末について「専門的な能力の向上に努める」を「専門性を高め、実践的指導力の向上に努める」と変更しました。これは、理論や知識としての専門性を高めるだけでなく、実践の中で臨機応変に環境の再構成や援助を工夫するなどの保育実践力を向上させる必要があるためでございます。

次に(3)について「個別の指導計画」を加えました。これは、特別な支援を要する幼児の割合が増え、発達の状況も多様化しているこ

とから、より深い幼児理解と支援方法の教職員間での共通理解を図るために、個別の指導計画の作成が不可欠であると考えるためでございます。

次に、(6)を新たに加えております。これは、新型コロナウイルス感染症対策の「新しい生活様式」に伴い、教職員が園の衛生管理について意識を高める必要があると同時に、幼児自身が自分の健康に関心を持ち、進んで行動できるような、発達の段階に応じた指導の充実を図る必要があるためでございます。

最後に「本年度の重点」につきましては、2番目に「深い幼児理解に基づいた指導計画の作成及び評価・改善」を加えました。これは、先ほど述べました「個別の指導計画」を加えた理由と同様に、特別支援教育の充実につなげようとするものでございます。

以上でございます。

体育保健課長

続きまして体育保健課に関する内容につきまして、ご説明いたします。

重要課題Ⅴ「体力の向上と心身の健康の保持増進」につきましては、**1**「健やかな体を育む体育活動」の(4)に、「知る」を加えました。これは、スポーツを「する」「みる」「支える」だけでなく「知る」ことも多様な関わりとして必要となるためでございます。

2「健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む運動部活動」の(4)につきましては、「適度な休養」から「週当たり2日以上休養日の設定」と変更しております。これは、「大分市立中学校部活動ガイドライン」に記載している文言に揃え、「適度な休養」をより具体的に示したためでございます。

次に、**3**「健康教育の一環としての学校保健安全」の1の(7)に、「新しい生活様式を踏まえた感染症予防の指導の充実」について、新たに位置付けております。これは、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の徹底が求められることから、感染症予防における指導の充実を図るためでございます。

また、2の(3)においても、同様の理由から「感染症対応におけ

る危機管理の徹底」について加えております。

次に、**5**「学校給食の充実」の(1)に、「学校給食を活用したよりよい食生活に関する知識や実践しようとする態度の育成」について加えております。これは、「大分市教育ビジョン2017」第Ⅱ期基本計画にある指標との関連を図るためでございます。

最後に、「本年度の重点」につきましては、3番目を「家庭及び医療など関係機関と連携した歯と口の健康づくりや生活習慣病予防の推進」から「歯と口の健康づくりや生活習慣病予防に関する保健教育の推進」と変更しております。これは、各学校で取り組む保健教育をさらに充実させ、望ましい生活習慣の形成を図るためでございます。

また、4番目を「毎日の適切な健康観察の実施と『学校等欠席者・感染症情報システム』の活用による感染症の発生動向把握と早期対応」から「毎日の適切な健康観察と感染症予防の指導の実施による感染症対策の充実」と変更しております。これは、健康観察等の保健管理のみならず、感染症予防の指導が感染症対策において一層重要となるためでございます。

以上でございます。

大分市教育センター
一所長

次に、教育センターに関する内容につきまして、ご説明いたします。

重要課題Ⅶ「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実」につきましては、1の(3)に「医療、福祉、保健、労働等の」の文言を追加しております。これは、関係機関を明確にし、より連携を図り、一人一人に応じた組織的な支援を充実するためであります。

また、2の(2)に「一人1台端末等のICTを効果的に活用するなど」の文言を追加しております。これは、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、ICTを効果的に活用した教育活動を充実するためであります。

以上でございます。

人権・同和教育課
参事補

人権・同和教育課に関する内容につきまして、ご説明いたします。

重要課題Ⅸ「人権尊重の精神を育む教育活動の充実」につきまして

は、1「人権尊重の視点に立った教育活動」の(1)に「9年間を見通した系統的な編成を図る」の文言を追加するとともに、(3)からこの文言を削除いたしました。これは、義務教育9年間を見通した系統的な年間指導計画の編成を行うことにより、人権尊重の精神を育むとともに、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を目指した学習の充実を図るためでございます。

また、「本年度の重点」につきまして、項目を追加しております。これは、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者や医療従事者及びその家族等への差別や偏見、誹謗中傷などが起きていることから、学校教育においても差別を許さない雰囲気を醸成するとともに、起きた場合の適切な対応、起こさないための学校づくりに取り組むことが必要であると考えているためでございます。なお、課題として明確にするために※印としております。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

教育長

この方針は、決定した後、2月の校長会で示し、各学校の計画に反映をさせるものでございます。

委員

時代の変遷に合わせ、いろいろな項目を追加していただいていると感じました。若い先生が大量に採用されることから、「大分市授業力向上ハンドブック」が4月に配布をされるということですが、後日、ハンドブックの内容を見せていただければと思います。

学校教育課長

現在、作成中でございますので、作成後、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

委員

「授業力向上」については、これまでも全ての教員を対象としていたと思っております。たたき台のようなものがあり、それを若手教員用にリニューアルしたのでしょうか。

学校教育課長

これまで作成していたものもありますが、新たな視点として、新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」が求められているところであり、特に「深い学び」が教員にとって、どのように指導してよいかわからないところでもあります。今回のハンドブックは、若手教

員が授業を考える際に、まず目の前の子どもの理解をどのようにするか、授業をどのように構想するか、そして「深い学び」にどうつなげるか、といった流れが理解しやすいものを作成しております。こうしたことから、名称を「授業力向上ハンドブック」としているところでございます。

委員

部活の「週当たり2日以上 of 休養日」についてです。今、隔週の水曜日に部活が休みになっていると思いますが、とてもいいと思います。全体でそろえて部活を休みにすると、先生方が一斉に研修をしたり、子どもも見通しをもったりすることができると思います。いきなり次の休みを言われるより、月別や学期別の計画表ができるといいのではないかと思います。保護者としては、早めに休みの計画をいただきたいということもありますし、学年が上がるにつれ、他の習い事なども重なってきますので、効率よく休みが使えれば体も休められますし、学習の補充もできると思います。

それから、学校に属さない社会体育で練習や大会に参加している生徒さんは忙しそうにしています。部活と社会体育の両方を兼ねている生徒さんが土日明けはきつそうだという話も聞きます。社会体育のクラブに入る生徒さんも増えてきていますので、保護者へ計画を細かく知らせてほしいと思います。

体育保健課長
教育長

計画の連絡の徹底を学校に指導していきたいと思います。

大分市は大規模校が多いですが、大規模校は体育館での練習が全ての部で一度にできないため、交替で休みをとっています。グラウンドも同じです。一斉に休むと効率が悪いという事情があり、難しいところがあります。

社会体育についてですが、今年、中体連のサッカーの試合を見に行くと、女子と男子が一緒にプレーをしていました。その女子は、社会体育のチームに入っており、学校の部活動にも属しているそうです。社会体育については強制ができないので、難しいところがあります。助言等をするということであれば、市町村を越えているため、県が一斉に行わなければならないという問題もあります。

それから、今、このように次年度の学校教育指導方針を作成しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、計画通りにいかないところがあります。入国が制限されていることから、大分市が想定しているALTの人数を確保できていません。授業に支障が出ないように、別の方法も考えているところです。

学校教育課長

ALTは、今年度9月の時点で37名を配置する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で来日できないため、現在17名で指導を行っています。こうしたことから、イングリッシュ・アドバイザーや英語教育推進室の指導主事により、補っているところでございます。JETプログラムに派遣を重ねてお願いしておりますが、延期されている状態ですので、民間の機関に依頼し、1名でも多く確保に努めてまいりたいと考えております。

教育長

日本全国、どの自治体も同じ悩みを抱えていると思います。福岡県など、企業とタイアップし、ALTを派遣しているところもありますので、本市も調査研究をしながら、子どもたちの学習を保障していきたいと思えます。

委員

「授業力向上ハンドブック」は、「学力向上ハンドブック」の名前が変わったのでしょうか。

学校教育課長

「学力向上ハンドブック」を残しているということではございません。「授業力向上ハンドブック」は、新学習指導要領において求められているところに重点をおいて、授業を構想できるようにするための教師の手引きです。「学力向上ハンドブック」が全く使えなくなるということではございませんが、新たに「授業力向上ハンドブック」を作成したということです。

委員

従来あった「学力向上ハンドブック」が、これからは「授業力向上ハンドブック」に変わっていくということによいですか。

学校教育課長

全く使えないということではないのですが、時代の変化に応じて、新たな視点を取り入れて作成しているところでございます。

委員

「学力向上ハンドブック」もまだ使うということですか。

教育長

「授業力向上ハンドブック」の中に、「学力向上ハンドブック」の

内容もございます。若い教職員が増えたため、まず、授業を構成できる力を養うためのハンドブックにしようということです。小学校高学年の教科担任制も導入されますので、そのような内容も入れています。

教育長 他にご質問等はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第5号「市長の権限に属する事務の一部の補助執行の解除に関する協議について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第5号「市長の権限に属する事務の一部の補助執行の解除に関する協議について」ご説明申し上げます。

学校施設が廃校となった場合の財産管理については、本来であれば用途廃止後、直ちに市長部局へ引き継ぐところですが、大分市立小中学校適正配置基本計画に基づき廃校となった場合は、教育委員会が廃校前から地元住民等と学校施設の活用方針について検討してきた経過を踏まえ、廃校後の施設管理に関する事務を平成28年3月から教育委員会が補助執行により、管理しております。

こうした中、荷揚町小学校跡地については、平成31年3月に複合公共施設として整備することが決定し、令和3年度中に事業者との本契約を予定していること、大志生木小学校跡地については、グラウンドの一部をテニスコートとして整備し、令和3年度から供用を開始する予定となっていることから、教育委員会においては、当該補助執行事務に係る一定の役割を終えるものと考えられます。

本案は、市長の権限に属する事務の一部の補助執行のうち、令和3年度から、体育館を除く荷揚町小学校跡地の管理に関する事務及び大志生木小学校跡地のうちテニスコートの管理に関する事務を解除する

ことにつきまして、地方自治法の規定に基づき、本委員会でご審議のうえ、ご決定いただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第6号「大分市立学校の建物の変更について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第6号「大分市立学校の建物の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市立南大分中学校の技術室として活用しております特別教室棟について、既存校舎内で技術室としての機能を確保することが可能であることから、施設保有量の適正化を図り、施設の効率的な維持管理を行うため、当該教室棟を解体するものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、報告事項の説明をお願いします。報告事項2点目の説明をお願いします。

教育総務課長 報告事項2点目「(仮称)大分市立学校における働き方改革推進計画2021(素案)について」ご報告申し上げます。

令和2年11月定例の本委員会において、ご説明させていただきます

した骨子案をもとに素案を作成したところでございます。

モデル校等によります主な取組といたしまして、運動会や家庭訪問の見直し、各会議や校時表の見直し、小学校高学年における教科担任制の導入等を例示させていただいているところでございます。

各学校における具体的な取組を14項目掲げておりますが、前回ご説明したとおり、「13学校・保護者等間における連絡手段の電子化」、「14 学校施設の使用許可に係る事務の見直し」を新たに盛り込んだところでございます。

評価指標につきましては、教職員の1月当たりの時間外在校等時間が2～6ヶ月平均で80時間を超える教職員の割合について、基準値となる2019年度の実績値2.0%を目標値0%にしようとするものでございます。

本指標は、当面目標となる評価指標であり、教育委員会及び全ての教職員は、本市における上限方針を必ず達成するという強い意志をもって、本計画に掲げる取組を評価・検証等するとともに、本市における上限方針の達成に向けて各種取組を推進していくこととしております。

最後に、今後につきましては、現在、素案に係る学校現場からの意見聴取を行っているところであり、最終案を作成のうえ、令和3年第2回定例の本委員会において議決をいただきたいと考えております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

「運動会の見直し」について、「リレー競技は、一部の児童のみのため廃止」とありますが、先ほどの「学校教育指導方針」には、「スポーツを『する』だけでなく『みる』『支える』『知る』機会と捉え、結果のみにとらわれるのではなく、目標に向かって努力した過程やチームワーク、フェアプレイの大切さを学ぶ」とあります。一部の生徒だけだからやめていくという発想ですと、自分が出ないけれども走る生徒さんを応援する気持ちや気持ちよく走れるようにグラウンドを整備する気持ちなど大切なことが削られていく気がします。

教育長
委員

教育長 学年対抗リレーや紅白リレーなどは、一番盛り上がる競技です。
委員 やはり違和感があります。働き方改革の観点で運動会を見直す必要はないのではないのでしょうか。学校行事によって、子どもたちに感動を与えることはとても大事です。人間は感動によって動くものだと思います。小さい頃の感動や楽しかったことが、将来人間を動かす原動力になっていると思います。そういった意味では、働き方改革と結びつける必要はないのではないのでしょうか。

教育長 それだけ運動会・体育大会は、地域の皆さんにも定着しています。地域にとっても、楽しい学校行事の一つとなっているため、土日に開催をしております。しかし、都市部では、そのようなことが薄れてきて、「時短運動会」と表現されるように半日で開催すると、お弁当もいらないので保護者にも好評だというようなこともあります。いろいろな意見がありますが、やはり子どもたちともよく話し合い、保護者にも了解をとって精選をしていくべきだろうと思いますし、今、お二人の委員からの意見も参考にしていきたいと思います。

一律に教育委員会が決めて示すのではなく、学校行事で校長の責任において決定する事項でありますので、ここに記載をしない方がよいかもしれません。

委員 運動会のみ書かれると他の行事はどうなのかと思います。

教育総務課長 一つの取組として、挙げさせていただきました。メリット、デメリットがありますので検証しながら、デメリットが大きければ見直しが必要だと思います。表現の見直しなどをしていきたいと思います。

教育長 ご意見は、参考にさせていただきたいと思います。

委員 働き方改革においては、先生方の健康が大切だと思い、毎回意見を述べさせていただいております。いろいろな取組が徐々に進んでいると感じているところであります。評価指標についてですが、基準値が2%、目標値が0%と掲げています。目標に向かって進んでほしいと思いますし、45時間以上の方をどう減らすかということをお次のステップとして考えていただければと思っております。

教育総務課長 当面の目標として、今回80時間超えを0%とし、45時間以内が

最終の目標と考えております。教職員の採用を見越し、働きやすい職場ということを示していきながら、よりよい優秀な人材を確保していかなければならないと思っております。

教育長

他にご質問はございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

また、ご審議の機会がありますので、お気づきの点がございましたら、その際に出してください。それでは、次の報告事項の説明をお願いいたします。

学校施設課長

報告事項3点目「公有財産有効活用の方針決定について」ご報告申し上げます。

今年度末をもって廃園となります1から4の幼稚園につきまして、その後の利活用方針が決定しました。

各対象施設の利活用方針ですが、1の東大分幼稚園、2の賀来幼稚園につきましては、既存の育成クラブの定員に空きがないことなどから児童育成クラブとして活用することとされました。

3の南大分幼稚園は南大分小学校の校舎内に設置されておりますが、南大分小学校の今後の児童数推計や現在の教育相談室等のスペースの不足等から南大分小学校の校舎として活用することとされました。

4の敷戸幼稚園につきましては、敷戸南保育所と隣接しており、既に園舎の一部が保育所の分園として利用されていますが、入所園児数が多く、定員に対し空きがない状況となっていることから、敷戸南保育所として活用していくこととされました。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、報告事項は以上となります。

他に何かございませんか。

(報告)

体育保健課長

「大分市立学校において感染者が判明した場合の対応について」

教育長 それでは次に、教議第1号「県費負担教職員の処分」を議題といたします。

 なお、本議案から教議第2号までの議案審議は秘密会とします。

 (説明者以外の事務局職員退室)

教育総務課長 議案説明の前に議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長 どうぞ。

 (議案審議の結果、教議第1号は原案のとおり決定する。)

教育長 それでは次に、教議第2号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応方針について」を議題といたしますが、関連がありますことから、議案審議の前に報告事項(1)について説明をお願いします。

 (議案審議の結果、教議第2号は原案のとおり決定する。)

教育総務課長 それでは、お配りした議案書等を回収させていただきます。

教育長 以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

教育総務課長 次回の教育委員会につきまして調整をお願いいたします。

 2月は、2月24日水曜日午後1時30分から教育委員室にて開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

 また、2月19日金曜日午前10時から、第6回総合教育会議を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

 なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

 以上でございます。

全委員 (了承)

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

 (午後4時25分 閉会)

